

SHOW CASE（棚貸出・販売代行）契約書

株式会社フジマニパブリッシング（以下「甲」という）と、利用者（以下「乙」という）は、以下のとおり SHOW CASE（棚貸出・販売代行）に関する契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

甲は、甲の運営する施設「NEKTON FUJISAWA」内において、乙に対しSHOW CASE（棚貸出・販売代行）として棚を貸与し、乙の商品を展示・販売する機会を提供するとともに、販売代行を行う。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から起算し、月単位で自動更新されるものとする。ただし、甲または乙が終了希望月の前月末日までに書面により契約終了の意思を通知した場合は、その月末日をもって契約は終了する。

第3条（棚の仕様と利用料）

SHOW CASEで貸与される棚の仕様は、幅43cm、奥行28cm、高さ36.5cmとする。

月額利用料は、次のとおりとする。

(1) 通常棚：3,300円（税込）

(2) 電源利用棚：4,950円（税込）

支払方法は、甲の指定するクレジットカード決済とし、毎月指定日に自動引き落としとする。

ワークショップ、鑑定、施術等を実施する場合は、別途スペース利用料が発生するものとする。このスペース利用料は、甲が別途定める一時利用料金または、月額会員としての契約に基づく利用料金が適用される。

詳細は、甲の定める最新の料金表に従うものとする。

第4条（販売代行および手数料）

甲は乙の商品の販売代行を行い、代行手数料として以下の割合を控除する。

(1) 現金売上：売上の10%

(2) キャッシュレス決済売上：売上の13.7%（決済手数料含む）

乙の売上は、月末締め翌月末までに集計・精算され、乙の指定口座に振込まれる。

第5条（出品制限）

以下に該当する商品のSHOW CASEへの出品はできない。

(1) 昆虫等の生き物

(2) 生鮮食品、冷蔵・冷蔵・冷凍が必要な商品

(3) 薬機法その他関連法令に抵触する商品

(4) 公序良俗に反する商品

第6条（商品の安全性および法的義務）

乙は、出品する商品に関し、賞味期限・消費期限等の表示、商品の安全性の確保、製造・販売に必要な法令遵守および資格（例：食品衛生法、菓子製造業許可、古物営業法に基づく許可等）を自らの責任において適切に行うものとする。

前項に関して、甲は一切の責任を負わないものとし、乙の不作为または違法行為により第三者に損害が発生した場合、乙の責任と費用においてこれを解決する。

第7条（営業時間および休業）

甲の施設営業時間は、8時から21時（土日祝は10時から）とし、年末年始等に年10日以上20日以内の不定休があることを乙は承諾する。

甲の施設営業時間中は、コワーキングスペースの会員または利用者でない者であっても、SHOW CASEに陳列された商品の購入のみを目的とする来客（以下「一般来客」という）を受け入れることができ、一般来客に対してはスペース利用料または入場料は発生しないものとする。

甲の施設営業時間中は、コワーキングスペースの会員または利用者でない者であっても、SHOW CASEに陳列された商品の購入のみを目的とする来客（以下「一般来客」という）を受け入れることができ、一般来客に対してはスペース利用料または入場料は発生しないものとする。

第8条（遅延損害金）

乙が甲に対して金銭の支払いを遅延した場合、年率14.6%の割合による遅延損害金を支払う。

第9条（商品管理と責任）

商品の所有権は常に乙に帰属する。

商品の破損・盗難等については、甲に故意または重大な過失がない限り、甲は責任を負わない。

第10条（契約の解除）

乙が利用料その他の支払いを1ヶ月以上怠った場合、甲は本契約を解除できる。

契約解除時には、乙は自己の費用で商品を撤去し、棚を原状に回復するものとする。乙が棚の原状回復を怠った場合、甲は乙に対し、原状回復が完了するまでの期間について、1日あたり1,000円の遅延損害金を請求できるものとする。

第11条（準拠法・管轄）

本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関する紛争が生じた場合には、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約は、乙が甲より示されたリンクに記載された契約内容を確認のうえ、「規約に同意する」チェックボックスをオンにしてStripe決済を完了した時点で成立するものとする。

契約内容確認リンク：<https://nektion.life/fujisawa/box/terms>

乙による同意およびStripeでの決済記録をもって、電磁的記録による契約書の作成および保管に代えることに双方合意する。